

2015 年 10 月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2015 年 10 月 1 日、2 日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2015 年 10 月 ASAF 会議出席メンバー (2015 年 10 月 1 日、2 日 ロンドン IASB) (ASAF メンバー)

| 組織名 | 出席メンバー |
|---|-------------------------------|
| 南アフリカ財務報告基準評議会 | Kim Bromfield |
| アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) | Clement Chan 他 |
| 企業会計基準委員会 (ASBJ) | 小野 行雄 他 |
| オーストラリア会計基準審議会 (AASB) ーニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働 | Kris Peach 他 |
| 中国会計基準委員会 (CASC) | Lu Jianqiao |
| 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) | Françoise Flores 他 |
| ドイツ会計基準委員会 (DRSC) | Andreas Barckow |
| フランス国家会計基準局 (ANC) | Patrick de Cambourg 他 |
| イタリア会計基準設定主体 (OIC) | Alberto Giussani 他 |
| ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS) | Alexsandro Broedel Lopes 他 |
| カナダ会計基準審議会 (AcSB) | Linda Mezon 他 |
| 米国財務会計基準審議会 (FASB) | Russell Golden 他 |

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Ian Mackintosh 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2015 年 10 月 ASAF 会議の議題

| 議 題 | 時間 | 参照ページ |
|----------------------------------|-------|--------|
| 2015 年 アジェンダ協議 | 120 分 | 3 ページ |
| 概念フレームワーク | 180 分 | |
| IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」(世界会計) | | 14 ページ |

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

| 議 題 | 時間 | 参照ページ |
|--|------|--------|
| 基準設定主体会議（以下「WSS 会議」という。） ¹ からのフィードバック | | |
| 測定（WSS 会議からのフィードバック） | | 17 ページ |
| 測定基礎の選択 | | 同上 |
| 料金規制対象活動 | | 22 ページ |
| IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化 | 60 分 | 26 ページ |
| 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定 | 60 分 | 29 ページ |
| 排出物価格設定メカニズム | 60 分 | 34 ページ |
| 持分法 | 60 分 | 37 ページ |
| IASB によるプロジェクトの近況報告 | 75 分 | 41 ページ |

今後の日程(予定)

2015 年：12 月 7 日及び 8 日

2016 年：4 月 7 日及び 8 日、7 月 7 日及び 8 日

ASAF 会議への対応

- 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、IFRS 対応方針協議会、ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

¹ 9 月 28 日、29 日にロンドンで開催された WSS 会議（World Standard-Setters Conference）において、概念フレームワークについて議論がなされた。ASAF 会議では、WSS 会議において得られたフィードバックが報告され、議論された。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

II. 2015 年 アジェンダ協議

3. IASB は、2015 年 8 月に意見募集「2015 年 アジェンダ協議」（以下「本協議文書」という。）を公表した（コメント期限：2015 年 12 月 31 日）。
4. 今回の ASAF 会議では、まず同会議に先立って開催された WSS 会議での議論が次の項目の順序に従って紹介され、それを受けて ASAF メンバーの議論が行われた。
 - (1) プロジェクトのバランスの考慮要因
 - (2) リサーチプロジェクトの優先順位
 - (3) 導入支援
 - (4) 基準開発のペースと詳細さ
 - (5) アジェンダ協議の頻度

（プロジェクトのバランスの考慮要因）

5. 本協議文書では、IASB の活動の 5 つのカテゴリー（リサーチプロジェクト、基準レベルのプロジェクト、概念フレームワーク、開示に関する取組み、維持管理及び適用に関するプロジェクト）を優先順位付けするための要因として、次を挙げている。
 - (1) 財務報告書の利用者にとっての当該事項の重要度
 - (2) 解決すべき問題の緊急性
 - (3) 他の進行中のプロジェクト又は潜在的なプロジェクトとの関係
 - (4) 解決すべき問題の複雑性及び広がり、並びに解決策を開発し得る可能性
 - (5) 利害関係者が提案に対応することが可能か
 - (6) 作業計画の全体的なバランスと、最終的に基準レベルのプログラムに進む可能性のある進行中のリサーチプロジェクトにおける全体的なバランス
 - (7) IASB メンバーにとって十分な時間が確保できるか、及び、スタッフのリソースが十分に確保できるか
6. プロジェクトのバランスの考慮要因に関し、WSS 会議において次のような見解が示された旨が紹介された。
 - (1) 本協議文書が挙げている 7 つの考慮要因について、その文言については議論があったものの、それらが重要な要因であるとの全般的な賛同があった。一部から、7 つの考慮要因にウエイト付けが必要との意見があった。

(2) 7 つの考慮要因に次の要因を追加すべきとの意見も聞かれた一方、特にコンバー財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ジェンスを考慮すべき要因とすべきかについては否定的な意見も聞かれた。

- ① FASB とのコンバージェンス
- ② IFRS は原則主義の基準であり、基準を修正し続けることは望ましくないこと
- ③ 基準レベルのプロジェクトを長期にわたることなく、完了させること

(リサーチプロジェクトの優先順位)

7. 本協議文書では、次の 17 のリサーチプロジェクトを挙げている。

| プロジェクトの段階 | プロジェクト |
|-----------|----------------------------|
| 評価段階 | 事業の定義 |
| | 割引率 |
| | のれん及び減損 |
| | 法人所得税 |
| | 排出価格設定メカニズム (以前の排出量取引スキーム) |
| | 退職後給付 (年金を含む) |
| | 基本財務諸表 (以前の業績報告) |
| | 引当金、偶発負債及び偶発資産 |
| | 株式に基づく報酬 |
| 開発段階 | 共通支配下の企業結合 |
| | 開示に関する取組み——開示原則 |
| | 動的リスク管理 |
| | 持分法 |
| | 資本の特徴を有する金融商品 |
| 休止中 | 採掘活動／無形資産／研究開発 (R&D) |
| | 外貨換算 |
| | 高インフレ |

8. リサーチプロジェクトの優先順位に関し、WSS 会議において次のような見解が示された旨が紹介された。

(1) 優先順位の判断について、次の点に全般的な賛同があった

- ① プロジェクトの範囲を明確化することが重要である。範囲が限定されたプロジェクト (例: 事業の定義) は、そうでないプロジェクト (例: 退職後給付) より進めやすい。
- ② IASB の取組みによって解決し得る課題と IASB による取組みでは解決できない

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

い課題を識別することが重要である。会計に影響するとしても、その他（規制や税制、低金利）に起因する論点は、IASBによる取組みによって軽減できるだけで解決できない（例：法人所得税プロジェクトはすべての国の税制に対応することはできない。）。

- ③ 影響を受ける者を識別することが重要である。主に特定の業種や地域が影響を受けるプロジェクト（例：動的リスク管理）より、広範囲の者が影響を受けるプロジェクトの優先度が高いと考えられる。

(2) FASB とコンバージェンスした基準に関連するプロジェクトの場合、コンバージェンスを維持すべきかどうかについて賛否の意見が聞かれた。ただし、多くの者から、コンバージェンスより品質が重視されるべきという見解が聞かれた。

(3) 小グループによる議論では、優先順位について、1位が開示原則、2位が資本の特徴を有する金融商品、3位が退職後給付と基本財務諸表と動的リスク管理とされた。

（導入支援）

- 9. IASB と IFRS 解釈指針委員会が行っている導入支援に関し、WSS 会議において次のような見解が示された旨が紹介された。

(1) IFRS 解釈指針委員会の運営について、次のような見解が示された。

- ① 基準の限定的修正を頻繁に行い過ぎているのではないか。
- ② 解釈指針、年次改善、狭い範囲の修正などのツールの選択について明確なガイダンスがない。
- ③ 誰でも要望を提出できる現行の仕組みを改善し、要望者の属する国の基準設定主体を早期に関与させる等、一定のスクリーニングを促す方法を検討してはどうか。
- ④ 論点によっては、IFRS 解釈指針委員会の委員に十分な経験や専門的能力があるか疑問である。

(2) 適用上の課題について年次改善のようなプロセスで部分的な修正を多く行うのではなく、一時点で包括的な修正を行うべきという意見とこれに否定的な意見の双方が聞かれた。

(3) IFRS 第 15 号に係る移行リソース・グループ（TRG）の活動に関連して、新基準が発効していないにもかかわらず、修正が行われたことに懸念が聞かれた。

（基準開発のペースと詳細さ）

- 10. 基準開発のペースと詳細さに関し、WSS 会議において次のような見解が示された旨が財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

紹介された。

- (1) 基準開発のペースについては、概ね適切であるとの全般的な同意があった。
- (2) 基準の詳細さについては、過度に詳細との意見、詳細さが不十分との意見、基準ごとに異なるとの意見に分かれた。
- (3) 次の提案に全般的な賛同があった。
 - ① ある基準（例：持分法）について次々に問題が提起される場合、1 つずつ対応するのではなく原則の見直しを行うことが適切である。
 - ② 初期のデュー・プロセス文書において、より多くの例を記載することで、提案によっていかなる変更が生じるかをより具体的に伝えるべきである。
 - ③ IASB での審議と最終化された基準との間に大きい相違が生じることがある。基準最終化前のレビューにおける指摘にどう対応したかを示すことを検討すべきである。

（アジェンダ協議の頻度）

11. 本協議文書では、アジェンダ協議の頻度について、現行の 3 年ごとから 5 年ごとに変更することが提案されている。
12. アジェンダ協議の頻度に関し、WSS 会議において次のような見解が示された旨が紹介された。
 - (1) アジェンダ協議のサイクルとして 5 年が適切か否かについて、状況は刻々と変化することから 3 年とすることが適当という見解があった一方、多くの者から、5 年が適切という見解が示された。ただし、新たな事態が生じた場合はアジェンダを再調整するように、IASB は常に状況をモニターすることが必要という見解が示された。

ASAF 会議での議論の概要

13. WSS 会議で示された見解の説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

（プロジェクトのバランスの考慮要因）

考慮要因

- (1) 7つの要因のうち最初の3つ（重要度、緊急性、他のプロジェクトとの関係）は論点の内容に関するもの、残りは制約に関するものと理解している。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (2) 真に問題となっている論点(負債と資本の区分、無形資産等)に焦点を当てるべきではないか。
- (3) 適用支援のプロジェクトと概念的なプロジェクトとのバランスを取ることが重要と考える。また、どのプロジェクトを優先させるべきかの結論は、他のプロジェクトに関する結論とも関係する。例えば、あるプロジェクトを先行的に解決すると別のプロジェクトが解決しやすくなることもある。
- (4) 挙げられている考慮要因に加えて、FASB とのコンバージェンスの維持、個別の基準がない領域における基準開発を求めるニーズなども考慮すべきである。

プロジェクトの数、基準設定にかかる時間

- (5) 我々の経験では、適用に焦点を置いて細かいルールを大量に開発した時期と、主要なプロジェクトに焦点を置いてプロジェクトの数が多くなり過ぎた時期があった。重要なのはバランスであり、最近では、リサーチプロジェクトは多く手掛けるものの、主要なプロジェクトについては3つに絞るようにしている。
- (6) 基準設定に時間がかかり過ぎているのではないか。プロジェクトの数を絞るべきである。
- (7) 基準設定にかかる時間に関連して、主要プロジェクトの事後的な効率性分析を行うべきである。デュー・プロセスの初期に得られたフィードバックに適時に対応していれば、デュー・プロセスのサイクルを繰り返す必要がなかったかもしれない。
- (8) リサーチの段階で、問題が何かを識別するとともに、考えられる解決策を識別することによって、基準設定にかかる時間は短縮できると考える。しかし、我々の経験では、主要な基準設定プロジェクトを4年~5年で完了させることは難しいと考えている。

大規模なプロジェクトに取り組むべきか

- (9) IASB の活動にはサイクルがあり、基準がない領域や不十分な領域に取り組む時期と、維持管理及び適用に取り組む時期がある。現在は、維持管理及び適用に取り組むべき時期であると考えている。
- (10) 少数の根底にある原則に関連して、多数の論点が提起される場合、根底にある原則の見直しに取り組むべきである。例えば、無形資産のプロジェクトであり、将来の財務報告を見据えて、今、そうした原則の見直しに係る長期プロジェクトを開始するタイミングである。
- (11) 基準設定のアジェンダを取り上げるタイミングについて、危機の際には、緊急の

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ニーズへの対応に止めるべきであり、大規模な基準の開発を開始することは適切ではない。

IFRS 第 15 号の修正

- (12) IFRS 第 15 号などの主要基準について、公表した直後に多数の修正がなされたことは適切ではなかった。基準を公表するための審議が不十分であったのではないかとの懸念を有する関係者もいる。
- (13) IFRS 第 15 号は大きい変化をもたらす基準であり、関係者の懸念に対応していくという点で TRG の取り組みは適切であった。また、そのプロセスも透明性が高いものであった。

(リサーチプロジェクトの優先順位)

- (14) 採掘活動プロジェクトはプロジェクトの範囲として狭すぎるのではないかという見解が聞かれたが、無形資産全体に通じる論点が多数あることから、無形資産に関する包括的なプロジェクトに取り組むべきである。
- (15) 採掘活動と無形資産は別に議論すべきと考える。無形資産は採掘活動よりはるかに広範囲の論点を扱っており、結論を得るまでに非常に長い時間がかかるであろうからである。
- (16) (IASB 理事が提起した) 既存の基準の改善とまだ取り組んでいない領域の優先関係について、IASB による取組みによって、誰がどのように影響を受けるかについても考慮すべきと考える。
- (17) (IASB 理事が提起した) 既存の基準の改善とまだ取り組んでいない領域の優先関係について、既存の基準の改善かどうかは考慮要因として重要ではない。あくまでも論点が広範な影響があるか、実務上の不統一が見られるかといった、論点の内容に即して判断すべきである。
- (18) 限定された関係者だけが影響されるプロジェクトは高い優先順位とはならないかもしれないが、焦点を明確にしたうえで、各国基準設定主体と連携してリサーチを進めることが考えられる。
- (19) 広範な関係者に影響する論点と、限定された関係者に影響する論点を分け、後者にも一定のリソースを配分してはどうか。
- (20) 影響を受ける関係者が広範かどうかは、基準設定の優先順位としては同意できるが、リサーチの優先順位としては同意できない。リサーチにおいては、未だ顕在化していない経済事象であっても取り扱うことができる。また、リサーチは、スタッフが

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

中心となっていくことが考えられるため、その点も留意し得る。

- (21) 効率的な基準設定の観点から、リサーチ活動の導入を評価している。しかし、リサーチ活動の進め方について、より柔軟な対応が望ましい。例えば、PIRにより情報が得られているなら、改めてリサーチを行う必要がないと考えられることから、ディスカッション・ペーパーを経ずに公開草案を公表することも考えられる。

(導入支援)

- (22) 適用上の論点については、基準設定主体に解決してもらいたいという関係者と、柔軟性を重視し基準設定主体の回答を不要とする関係者の双方がいる。このため、我々は、状況をモニターし、① 実務の不統一のうち問題があるもの、又は、② 実務の不統一はないが理事会の意図と異なる結果、のいずれかが生じている（生じそうな）場合に対応するようにしている。
- (23) TRG の取組みについて懸念が聞かれたが、米国では、作成者が適用のために多額のコストをかけ、いったん適用したら変更を望まない傾向がある。このため、収益認識基準について、基準の適用前に TRG の取組みを行った。
- (24) 基準の適切な導入については、公表する前の取組みがより適切である。このため、最近公表された新基準の開発過程を分析したうえで、基準最終化前のレビューに類する手続きを拡張することが考えられる。
- (25) 基準の首尾一貫した適用及び維持に関連して、多くの狭い範囲の修正がなされていることについて、関係者のニーズに対応する取組みであることは評価しつつも、費用対効果の観点から懸念を持っている。
- (26) 会計基準が期限を定めずに延期されると、オーストラリアでは、法律上は即時に発効となることから、この点にも留意いただきたい。

(基準開発のペースと詳細さ)

- (27) IAS 第 28 号について限定的な修正が続けられていることを懸念する。
- (28) IASB Update で公表される IASB 会議での審議結果と最終基準のギャップが大きいことから、早期に基準に対応しようとする関係者からの不満が聞かれる。
- (29) 基準最終化前のレビューの目的は、それまで基準開発を緊密にフォローしてきた関係者に最後の見落としがないかどうかを確認してもらうことである。こうした基準の草案過程をすべて公開することは現実的ではないため、仮に基準の草案を完全に公開で行うか、基準最終化前のレビューを行わないかの 2 つの選択肢しかないので

あれば、自分は当該レビューを行わないことを選択する。

(アジェンダ協議の頻度)

- (30) 現在のサイクルは 3 年だが、前回 (2011 年) の協議開始から今回の協議開始 2015 年まで既に 4 年が経過しているという現実留意する必要がある。
- (31) アジェンダ協議とアジェンダ協議の間であっても、IASB が状況に応じて適宜アジェンダを追加修正できる仕組みが適切である。
- (32) アジェンダ協議のサイクルについて、一定の柔軟性が持たせてはどうか。

ASBJ の発言要旨

14. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(プロジェクトのバランスの考慮要因)

- (1) 本協議文書に記載されている要因について、特に異論はない。また、要因の間に優先順位を付けることは難しいと考えている。ただし、これらの要因の考慮に当たっては、有用性と制約に分けて整理することが IASB にとって有益であると考えられる。

(リサーチプロジェクトの優先順位)

- (2) リサーチプロジェクトのうち、「のれん及び減損」と「開示原則」に最も高い優先順位があると考ええる。
- (3) のれんについては、リサーチプロジェクトでなく、基準設定プロジェクトに進むべきと考える。適用後レビュー (以下「PIR」という。) を通じて、IASB は既に有用な情報を得ており、多くの関係者から優先順位を「高い」と位置付ける旨が示されている。
- (4) また、研究開発 (R&D) について、休止状態とすべきではなく、プロジェクトを進めるべきと考えている。多くの我が国関係者から、開発費を資産計上することによる財務情報の目的適合性について疑義が示されているほか、当委員会が実施した調査により相当程度の実務上の不統一が検出されている。

(導入支援)

- (5) 我が国においては、今後も初度適用企業があることが想定されている。IASB は、引き続き、初度適用企業のニーズに注意を払って基準開発を行うべきである。

(アジェンダ協議の頻度)

- (6) アジェンダ協議の頻度を 5 年サイクルに変更するのであれば、IASB が各法域のニーズを適時に把握するとともに、アジェンダが全体としてバランスの取れたものとなるこ

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

とを確保するために、代替的なメカニズムが必要であると考え。そのために、ASAF 会議や IFRS 諮問会議において、少なくとも年に 1 回の頻度で IASB のアジェンダについて検討するセッションを設けることが考えられる。これによって、アジェンダが常に最新でバランスの取れたものとなることが期待し得る。

- (7) アジェンダ協議を経ずとも、ASAF 会議や IFRS 諮問会議など関係者のフィードバックに基づき必要と考えられた場合には、基準設定プロジェクト及びリサーチプロジェクトを行い得る旨について明らかにすることが必要である。これによって、アジェンダ協議のサイクルを長期にすることによりアジェンダを適時に追加できなくなるのではないかとの懸念を緩和し得る。

その他

15. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

(プロジェクトのバランスの考慮要因)

- (1) 考慮要因にウェイト付けが必要との意見が聞かれたが、ウェイト付けは困難ではないか。(IASB Mackintosh 副議長)
- (2) 基準設定に時間がかかり過ぎているからプロジェクトの数を絞るべきとの意見が聞かれたが、より多くのリソースを配分することが基準設定の時間を短縮することには必ずしもつながらない。多数のアウトリーチの実施を含むデュー・プロセスを遵守することにより、一定の時間がかかることはやむを得ない面もある。(IASB Hoogervorst 議長、Mackintosh 副議長、理事、スタッフ)
- (3) 主要なプロジェクトの数を絞ることに賛成である。基準設定にかかる時間の観点だけでなく、基準の品質を高めるためにも絞ることが適切である。(IASB 理事)
- (4) 前回協議の際は大規模プロジェクトがいくつも進行していたが、今回協議ではそれらは完了したか完了しつつある。今は、将来を見据えた取り組みを始める時期である。(IASB Mackintosh 副議長)
- (5) 維持管理及び適用に取り組むべきサイクルであるとの意見に関連して、IFRS 第 15 号などの主要基準について基準公表後の適用支援活動を行うことは重要である。なお、IASB の基準設定のサイクルは、基準の適用日のサイクルとは異なるため、両者について留意する必要がある。(IASB 理事)
- (6) 危機の際には大規模な基準の開発を開始することは適切でないとの意見があった。会計基準は、変更しなくても、それによって直ちに壊滅的な影響があると

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

いうものではないが、危機の時こそ問題点を解決することができる時期とも考えられる。(IASB Hoogervorst 議長)

- (7) IFRS 第 15 号の公表後に修正を行うことについて懸念する意見が聞かれた。大規模な基準について修正を要する点があることは避けられないが、他方で、何度も修正し続けることは適当ではない。このため、基準公表からある程度の時期にまとめて修正を行うこととした。(IASB Hoogervorst 議長)

(リサーチプロジェクトの優先順位)

- (8) 特定の業種や地域が影響を受けるプロジェクトの優先順位は低いとの意見が聞かれたが、その場合、採掘活動プロジェクト等については取り組むべきでないということになるか。(IASB Mackintosh 副議長)
- (9) 特定の業種や地域が影響を受けるプロジェクトでも、IAS 第 41 号「農業」の修正のように、比較的容易に解決できるものであれば、優先して取り組むことはある。(IASB Hoogervorst 議長)
- (10) 既存の基準を改善するプロジェクト(例: のれん及び減損)と IASB がまだ取り組んでいない領域(共通支配下の企業結合や採掘活動)のいずれに優先順位があるか。なお、個人的には、PIR は現行実務における課題を識別するものであり、解決策を検討するものではないため、PIR によるフィードバックを踏まえてリサーチを行わないとすることは支持しない。また、PIR のプロセスを通じて、同じ論点が繰り返し検討されることにつながり得ることに懸念がある。(IASB 理事)
- (11) 限定された業種が影響を受ける論点であっても、採掘産業や料金規制事業のように、当該業種に属する企業が市場において重要性が大きいならば、広範な投資家が影響を受けるかもしれない。このため、市場の観点から重要性を考えることも必要である。(IASB 理事)

(導入支援)

- (12) 年次改善や狭い範囲の修正などのツールの選択方針が不明確との指摘があった。狭い範囲の修正は近年になって導入されたものであるため、なお模索している面がある。(IASB スタッフ)

(基準開発のペースと詳細さ)

- (13) 適用上の課題に 1 つずつ対応するのではなく原則の見直しを行うことが適切との意見があったが、原則を見直す場合、多くの場合、5~6 年の長期間が必要となり、適時に課題に対応できないことが懸念される。(IASB Mackintosh 副議長)

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (14) 基準への対応準備のために最終基準の草案を公開することが提案されたが、IASB は、基準を公表してからの準備期間を考慮して、強制適用日を決定している。(IASB Hoogervorst 議長)

III. 概念フレームワーク - IAS 第 37 号

16. 今回の ASAF 会議では、IASB により 2015 年 5 月に公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念 ED」という。）が IAS 第 37 号に及ぼし得る影響に関して、2015 年 9 月 29 日開催の WSS 会議で行われたグループディスカッションのフィードバック及びそれに基づく議論が行われた。

（WSS 会議に提示された IASB スタッフによる分析）

17. 概念 ED が IAS 第 37 号に及ぼし得る影響について、IASB スタッフから、「負債の識別」、「負債の認識」及び「負債の測定」の 3 つの観点から次のような分析が示された。

負債の識別

18. 概念 ED では、企業が「現在の債務」を有しているためには、①「企業が移転を回避する実際上の能力を有していない」という要件、及び②「債務が過去の事象から発生している。すなわち、企業は自らの義務の範囲を設定する経済的便益の受取り又は活動を行った」という要件の双方を満たす必要があるとされている。
19. 概念 ED における提案は、賦課金に対して、IFRIC 第 21 号とは異なる要求事項をもたらし得る。いくつかの賦課金に関する負債は、IFRIC 第 21 号でいう賦課金の支払要求を引き起こした企業の最終行動の時点といった一時点ではなく、それよりも前の支払額を増加させる活動が行われた期間にわたって徐々に認識され得る。

負債の認識

20. 概念 ED では、財務諸表の構成要素を満たす項目の一部は、認識すると有用ではない情報を提供する可能性があるとしており、何が利用者にとって有用なのかは、当該項目と具体的な事実及び状況に応じて決まるため、ある項目を認識すべきかどうかは判断が必要となり、認識の要求事項を基準間で異なるものとする必要がある場合があるとしている。更には、認識が目的適合性のある情報を提供しない可能性のある場合として、負債は存在するが、経済的便益の流出が生じる蓋然性が低いものでしかない場合が挙げられている。
21. この概念 ED における提案によって、現行の IAS 第 37 号の「流出の蓋然性が高い」という認識の閾値を残すこととなる可能性があるとして IASB スタッフは分析している。これは、当該蓋然性要件は、他の基準にはないが、概念 ED では、「認識の要求事項を基準間で異なるものとする必要がある場合がある」としていることから、他の基準との整合性が直ちに問題になることはなく、かつ、IAS 第 37 号の対象とする負債には、「観察可能な取引価格によって測定できない」という他の負債とは異なる特質があることから、他の基準とは異なる要求事項を必要とする理由もあるためである。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

負債の測定

22. 概念 ED では、目的適合性のある情報を生み出すためには、測定基礎を選択する際にいくつかの要因を考慮することが重要であるとしている。そして、その要因の中には、「当該資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか」というものがある。
23. この概念 ED における提案により、IAS 第 37 号の対象となる負債が将来のキャッシュ・フローに如何に貢献するのかを考慮すると、企業は、大抵、当該負債を履行することにより決済するので、当該負債の測定基礎の開発の際には、「履行価値」に焦点が当てられるかもしれない。

(WSS 会議における議論のフィードバック)

24. ASAF 会議において、WSS 会議において次のような見解が示された旨が紹介された。
- (1) 認識に関する蓋然性の閾値がなくなったことで、より多くの負債が認識される方向に進むことが懸念される。
 - (2) 負債の識別は、負債が法的債務でない場合に特に困難となる。相手側に請求権 (claim) がある場合は、企業が負債を負うとして識別・認識することは容易だが、推定的債務や移転の経済的強制のような場合に、企業に対する請求権があると言えるのか疑問である。
 - (3) 概念 ED では、会計単位が負債の識別、認識、測定のプロセスの最後に出てきているが、もっと前にすべきである。負債を有しているか否かは、会計単位に影響を受ける。例えば、単一の顧客に対しては負債を有していないが、ポートフォリオで考えた場合は変わるかもしれない。したがって、負債が存在するか否かを識別する際にまず会計単位を見て、その後に認識、測定へとつなげるべきである。
 - (4) 負債の定義において「過去の事象」という概念が必要かどうか。現在の債務の有無だけで十分であり、「過去の事象」という概念は不要という意見もあれば、支払が起ころうだが未だ配当宣言をしていない配当のような将来の負債の計上を防ぐ意味で必要という意見もあった。
 - (5) 認識の議論において、コストと便益の議論が必要かについて疑問である。

ASAF 会議での議論の概要

25. WSS 会議で示された見解の説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(1) 現在の債務の定義に関する表現が問題であり、多くの負債の認識時期が早められ得

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

る。

- (2) 負債の識別について、現在の義務を有している要件である、過去の事象すなわち自らの義務の範囲を設定する便益の受取り又は活動を行ったという要件がうまく機能するかについて定かでない。

ASBJ の発言要旨

26. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 各グループ議長から報告のあった内容は、日本の利害関係者から聞かれた意見と概ね整合的であった。わが国関係者からは、蓋然性の閾値について、概念 ED においてより具体的な描写を望んでいる。
- (2) 他方、認識に関する蓋然性の閾値は、必ずしもすべての場合に必要ではないと考えている。問題は、どういう場合に蓋然性の閾値の記述が必要となるのか、必要な状況を識別することであり、それが積極的に描写できれば、概念 ED における認識の議論は現状よりももっと堅牢なものになると考えられる。

IV. 概念フレームワーク – 測定

27. IASB が 2015 年 5 月に公表した概念 ED では、第 6 章「測定」において、次の事項について記述されている。

(1) 測定基礎及びそれらが提供する情報

- ① 歴史的原価
- ② 現在価額：公正価値、資産についての使用価値及び負債についての履行価値

(2) 測定基礎を選択する際に考慮すべき諸要因

- ① 目的適合性
 - 測定基礎が財政状態計算書と財務業績の計算書の両方においてどのような情報をもたらすのか考慮することが重要である。
 - 資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか及び資産又は負債の特徴を考慮することが重要である。
 - 目的適合性に影響を与える 1 つの要因は、情報の見積りにおける測定の不確実性のレベルである。
- ② 忠実な表現
 - 資産と負債が関連している場合には、それらについて異なる測定基礎を使用すると、会計上のミスマッチを生じさせる場合がある。
- ③ 補強的な質的特性：比較可能性、検証可能性及び理解可能性

(3) 複数の測定基礎が目的適合性のある情報を提供する状況

(4) 持分の測定

28. 今回の ASAF 会議では、概念 ED 第 6 章に基づき、2015 年 9 月 29 日開催の WSS 会議において議論された以下の項目について、フィードバックが行われたうえで、ASAF メンバーにより議論がなされた。

(1) 概念 ED に記述された測定基礎を選択する際に考慮すべき要因に関するガイダンス（概念 ED 6.48 項－6.63 項）は、資産及び負債の測定を決定するために有用であるか。

(2) 概念 ED に記述された測定基礎を選択する際に考慮すべき要因から除外すべきも

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

のはあるか。また、追加すべき要因はあるか。

- (3) 概念 ED の表 6.1 に記載された「さまざまな測定基礎が提供する情報」は資産及び負債の測定を決定するために有用であるか。またその理由は何か。

(WSS 会議における議論のフィードバック)

29. ASAF 会議における議論に先立ち、WSS 会議において次のような見解が示された旨が紹介された。

- (1) 概念 ED に記述された測定基礎を選択する際に考慮すべき要因は一般には有用である。特に、資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するかということを検討すべきとしているのは重要であり、また、忠実な表現を行うために、資産と負債の間の契約上の連動性を考慮するとしていることも重要である。測定の不確実性やコストの制約も測定基礎の選択に影響を与えると考えられる。
- (2) 企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価に役立つ情報か、企業の資源に係る経営者の受託責任の評価に役立つ情報かによって測定基礎は変わると考えられる。
- (3) 概念 ED においては、複数の測定基礎を認めており、測定基礎の選択に当たって、財政状態計算書と財務業績の計算書の両方を考慮する必要があるとしているが、それぞれに分けた議論が概念 ED においてなされていないため、それを考慮要因として追加すべきではないか。また、財務報告の目的を踏まえると、財務業績の計算書の観点が優先されるべきではないか。
- (4) 概念 ED において、目的適合性を有するために、①資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するかということ及び②資産又は負債の特徴を考慮すべきとしているが、どちらを優先すべきか明確でない。この点、財務業績の計算書における測定基礎については、①を優先的に考慮されるべき旨を追加で記述すべきではないか。また、資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するかという点と事業活動の関係や、資産又は負債の特徴とキャッシュ・フローの変動性の関係の記載を明確にするべきではないか。また、測定の不確実性は、忠実な表現に影響を与える要因として記述すべきではないか。
- (5) 測定基礎の選択に当たっては、会計単位をまず決定する必要があることから、目的適合性より忠実な表現の観点を先に考慮する旨を明示すべきではないか。
- (6) 補強的な質的特性である比較可能性は、測定基礎を選択する際に考慮すべき要因としては判断が困難な可能性がある。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (7) 概念 ED には、資本維持の概念について多くの変更をしていないが、第 6 章「測定」において現在原価に言及すべきとの見解があり、一部、資本維持の概念について記述すべきではないか。
- (8) 概念 ED の表 6.1 の「さまざまな測定基礎が提供する情報」は有用ではあるが、測定基礎を記述したに過ぎない。また、測定において一部のインプットのみを更新する場合があることを踏まえると、償却原価と歴史的・現在原価の区分は適切でないと考えられる。入口価格と出口価格の区分にも言及すべきではないか。
- (9) 概念 ED における取引コストに関する記述は不明確ではないか。例えば、FV-OCI で測定する金融資産については、歴史的・現在原価に該当するかどうか明らかでない。また、取引コストについて記述する場合、財政状態計算書に有用な測定基礎と財務業績の計算書に有用な測定基礎について区分して記述すべきではないか。

ASAF 会議での議論の概要

30. WSS 会議で示された見解の説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 測定の不確実性は、概念 ED に記載のあるような目的適合性に影響を与える要因ではなく、忠実な表現に影響を与える要因として記述されるべきである。
- (2) 測定の目的を財務報告の目的を踏まえて明確にすべきである。すなわち、財務報告は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価に役立つ情報及び企業の資源に係る経営者の受託責任の評価に役立つ情報を提供するというものであり、当該目的を達成するうえで、価値創造プロセスによって測定基礎が決定すべき旨が明確となる。直接的にその資産の価値が実現する場合には現在原価で測定され、間接的に価値が実現する場合には歴史的・現在原価で測定されることになる。また、多くの負債は移転できないため歴史的・現在原価で測定されることになると思われる。
- (3) 割引率は、現在原価の測定においては更新する必要があるが、金融商品の償却原価やリース負債を含む歴史的・現在原価の場合には、移転を前提としないため更新する必要がないといえるかもしれない。
- (4) 測定基礎を選択する際に考慮すべき要因として、資産又は負債の特徴だけでなく資産又は負債のリスクにも言及することも有用であるとする。財務業績を報告する観点からも資産又は負債に固有のリスクは利用者にとって非常に重要である。資産又は負債のリスクを考慮した結果として、現在原価の必要性や減損を検討することもあるの

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ではないか。

- (5) 測定基礎の区分（歴史的原価・現在価額）は、IASB が首尾一貫した概念に基づいた基準を開発するためには必要ではないと考えられる。
- (6) 間接的に資産の価値が実現する場合で、資産の再測定から保有損益が発生する場合があるため、測定の議論においては、純損益の定義、純損益と OCI の区分、OCI のリサイクリングが重要となる。
- (7) 現在原価は資本維持の概念だけから来る話ではないのではなく、資産の消費という観点も関連している。また、経済的事象を考えると、必ずしも単一の測定基礎であるべきとは考えておらず、受託責任の観点からは歴史的原価が有用となることはある。

ASBJ の発言要旨

31. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) IASB が首尾一貫した概念に基づいた基準を開発することを支援する旨が概念フレームワークの主な目的である場合、測定基礎の区分（歴史的原価・現在価額）の記述は必要ではないと考えられる。測定基礎の区分を利害関係者とコミュニケーションを行う際に使用することを意図するのであれば、概念フレームワークに記述する必要はないのではないか。
- (2) 目的適合性に照らして、財政状態計算書と財務業績の計算書の両方を考慮するという概念 ED の記載については、財務業績の計算書の観点をより重視すべきだと考える。それにより測定が、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しに対する主たる利用者の評価に資する情報を提供することになり、その結果としての情報が予測価値及び確認価値を持つことになる。
- (3) 概念 ED には、目的適合性を有するための測定基礎を選択する際に考慮すべき要因として、資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するかということと、資産又は負債の特徴が記述されているが、財務業績の計算書の観点を重視するという立場においては、前者を優先するべきであると考えられる。なお、財政状態計算書の観点では、後者が前者に優先する場合もあり得る。

その他

32. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

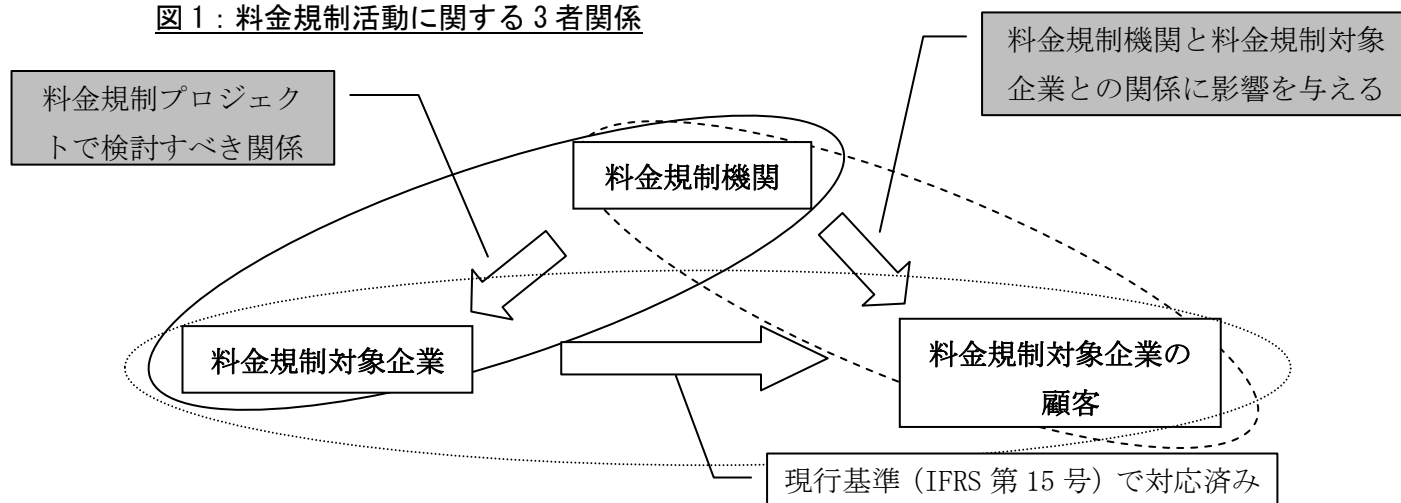
財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (1) 測定基礎の区分（歴史的原価・現在価額）については、IASB が会計基準の開発を行う局面というより、利害関係者とコミュニケーションを行う際に有用と考えられる。（IASB Hoogervorst 議長）
- (2) 取引コストについては、個人的には、概念フレームワークに含める必要がないのではないかと考えている。（IASB Hoogervorst 議長）
- (3) 測定に使用されるインプットの更新については、いろいろな場合があり適切な説明が難しいと感じている。（IASB 理事）
- (4) 現行の会計基準において、減損の戻入れについて、市場の回復による戻入金額は当初測定金額がその上限値とされているが、なぜそうする必要のあるのかについて明確でない。（IASB 理事）
- (5) 概念 ED の測定の検討に当たって、資本維持の観点については、今までほとんど議論していない。以前、英国会計基準では現在原価について基準が作成されたが、発効されなかったという経緯もある。（IASB Hoogervorst 議長、IASB 理事）

V. 概念フレームワーク - 料金規制対象活動

33. IASB は、2012 年 9 月以降、料金規制活動に関するリサーチプロジェクトを開始しており、2014 年 9 月にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下「料金規制 DP」という。）を公表した。
34. IASB は、料金規制 DP に寄せられたフィードバックを踏まえ、2015 年 5 月の会議において、料金規制活動に関連する 3 者（料金規制対象企業とその顧客、料金規制対象企業と料金規制機関、及び、料金規制機関と料金規制対象企業の顧客）の関係に着目しつつ、基準設定活動の一環として 2 度目のディスカッション・ペーパーを公表することを暫定決定している。なお、当該 3 者の関係は、次のように図示し得る（当該 3 者関係のうち、「料金規制対象企業とその顧客」の関係は既に IFRS 第 15 号で定められている。）。

図 1：料金規制活動に関する 3 者関係



35. 今回の ASAF 会議では、上記を踏まえ、主に次の点に関する見解が ASAF メンバーに求められた。
- (1) 定義された料金規制の財務上の影響
 - (2) 概念 ED で提案された概念が定義された料金規制にどのように適用されるか
 - (3) 現行の概念フレームワークで使用している概念と比較して、概念 ED で提案されている概念は ASAF メンバーの見解に違いをもたらすと考えられるか

ASAF 会議での議論の概要

36. ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(全般)

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(1) IASB は、今後、2 回目の DP を公表するということが、特別な会計処理を早期に開発することを望む声が多いことを考えると、次は ED に進んだ方が、開発の効率が良いと考える。

(2) 以下の理由から、料金規制事業に対する特別な会計処理の導入には懸念がある。

① 中国では、国営企業が多く、多くの企業による事業が「定義された料金規制」に該当すると考えられる。この場合、中国企業の財務諸表への影響は極めて大きいことが想定されるほか、どの企業が対象範囲に含まれるか否かについて解釈は多様であり、実務上、多くの課題を生じさせると考えられる。

② 特別な会計処理が、結果として、利益操作に利用される懸念がある。

(対象範囲)

(3) 料金規制当局の権限の源は何か（例えば、法的強制力）も検討する必要がある。

(4) 特別な会計処理を適用するためには、法的強制力の存在が重要である。米国会計基準では、特別な会計処理が適用されるのは、規制上の合意によって創出される独占企業の権利及び義務に法的に強制力があるという限られた状況を想定している。

(5) 対象範囲を明確にすることが重要と考える。

(規制資産)

(6) 損害補修費用を例に考えた場合、「当該補修費はこれまでの会計基準に照らすと資産性を満たさないが、規制上の合意によって求償権があることから、資産として計上する」というのが特別な会計の趣旨と考える。しかし、求償権の行使によって実際に回収できるかどうかは将来の行動に依存するので、すぐに資産計上するということにはならないのではないかと。

(7) 損害補修費用を顧客に請求できるかどうかは、長い交渉の末に決定されることがある。この場合、いつの時点で、資産を計上すべきかについて明確でない。

(8) 損害補修費用の場合、規制機関が将来代金の一部として請求してよいと決定した時点で資産を計上することになるのではないかと。

(規制負債)

(9) 規制上の合意で、「(過去の事象の結果) あるべき金額よりも低い料率で将来の財を提供しなければならない」ということになっておれば、料率を引き下げる義務は生じているので、負債の定義を満たすのではないかと。

(その他)

(10) 料金規制においては、料金規制機関（どのように行動するか、どのような権限があ

るか)が重要となってくる。

(11) 次の点について、コメントする。

- ① 料金規制プロジェクトでは、資産は規制企業が所有していることを前提としている。(この点は、IFRIC 第 12 号の「サービス委譲契約」の想定と異なる点である。)
- ② 収益を生み出すトリガーは何か(例えば、損傷を補修することなのか、財を提供することなのか等)についても議論する必要がある。
- ③ 特別な会計処理は、実績と推定の差異を調整することである。換言すれば、もし予見出来ていたならば予め料金に組み込んでいたであろう料率で収益を計上することである。例えば、もし損傷が予め予見できていたら、当該補修費用を含めた料金で当期に顧客に請求していたであろう。そこで、その推定請求額で当期の収益を計上し、推定請求額と実際の請求額との差額を資産又は負債として認識する。この場合、収益のトリガーは、損傷を補修すること自体ではなく、補修を通じて料率が修正されることと考えられるのではないか。

ASBJ の発言要旨

37. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(全般)

- (1) 本プロジェクトにおいては、対象範囲を明確に特定したうえで議論を進めることが極めて重要である。この点、DPで提案されている「定義された料金規制」は、収益調整額の回収期間も考慮要件に加えることはあり得るが、良い出発点を提供していると考えている。
- (2) 「定義された料金規制」という限定された状況下においては、概念EDで提案されている資産及び負債の定義並びに認識の閾値に関するIASBによる暫定決定事項に照らすと、こうした権利と義務の組合せを資産又は負債として認識すべきでない結論づけることは非常に困難と考えられる。しかし、概念EDにおける認識規準が十分に堅牢なものか否かについては、概念フレームプロジェクトにおいて慎重な議論が必要と考えている。
- (3) わが国では、「定義された料金規制」が存在する状況は限定的と考えている。「定義された料金規制」に含まれるか否かの判断は、微妙なケースが多く、当該差異は不確実性の程度の差異と考えられる。このため、「定義された料金規制」に該当するかどうかによって会計処理結果が異なってくることによる所謂「クリフ効果」が発生することが利用者の便益になるかについても慎重な検討が必要と考えられる。仮に、財務

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

諸表利用者がこのクリフ効果があることを有用でないと考えるのであれば、特別な会計処理を要求する会計基準の開発を行わず、開示を改善する方法の方がよいのではないか。

その他

38. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 特定の費用について、将来の料率の引き上げで回収できることが規制上の合意によって示されている場合でも、料率の引き上げによって回収される期間が長期に及び場合、資産の定義を満たすことになるか。(IASB Ian Mackintosh 副議長)
- (2) これまで、「定義された料金規制」は議論の出発点として固めに定義して、その後に拡張していくことを考えていた。しかし、固めに定義すると、対象となるのは料金規制のほんの一部分だけとなってしまうし、また、この場合は該当するかどうかという議論を巻き起こしてしまう。むしろ、特別な権利と義務の組み合わせを生み出すのは何かという観点から、「定義された料金規制」の定義（範囲）をまずしっかりと議論する必要があるのではないか。こうした議論を踏まえて対象範囲が限定的になるのであれば、その時点で本プロジェクトを続行していくべきかについて判断することが考えられる。(IASB 理事)

VI. IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化

39. 2015 年 7 月に IASB は公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」（以下「収益公開草案」という。）を公表し、特定の論点に関する適用ガイダンスや設例及び移行時のガイダンスの修正を提案している。これらの修正の提案は、移行リソース・グループの議論から提起された問題点や実務上の便法を追加する要望に関して、IASB 及び FASB が共同で審議した結果によるものである。
40. IASB は収益公開草案の「コメント募集」において、関係者にフィードバックを求めている質問項目を記載している。IASB は以下の論点について修正を提案している。
- (1) 履行義務の識別
 - (2) 本人か代理人かの検討
 - (3) ライセンス供与
 - (4) 移行時の実務上の便法
41. FASB は、回収可能性、現金以外の対価及び売上税の表示の論点についても、Topic 606 を修正する見込みである。IASB はこれらの論点について IFRS 第 15 号の修正を提案しないこととしており、これらの論点について修正が必要かどうかフィードバックを求めている。
42. 今回の ASAF 会議では、コメント・レターを IASB に送る際には見解が修正される可能性があることが前提とされたうえで、収益公開草案の質問項目に関して ASAF メンバーは予備的な見解の提供を求められ、議論がなされた。

ASAF 会議での議論の概要

43. ASAF メンバーから、主に次のような意見が示された。

(全般)

- (1) IFRS 第 15 号と Topic 606 号が文言レベルで異なっていたとしても、実質的にコンバージェンスされた基準であるならば、その旨を明らかにしてほしい。重要なのは、可能な限り、両基準のコンバージェンスが維持されているということである。
- (2) IASB と FASB のコンバージェンスの維持は重要である。また、IASB は、設例には強制力がないことを踏まえると、設例において基準を説明したり明確化したりするのではなく、可能な限り基準本体で明確化を図るべきである。
- (3) IASB はこれ以上の修正をすべきではないと考えている。仮に IASB と FASB で異なる文

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

言を使用する場合に、それが同様の会計上の結果を意図しているかどうかだけでは不十分で、同じ結果となるべきかどうかを明確にする必要があると考える。また、FASB の決定に IFRS 関係者が影響を受けるのではなく、IASB 自身が IFRS に従った会計処理が何であるかを IFRS 関係者に対して明確にすることを望んでいる。

- (4) FASB は、文言の整合性よりも、結果として得られる財務情報の整合性がより重要と考えており、今回の修正によって、米国会計基準と IFRS による財務情報が大きく相違するとは考えていない。また、文言の整合性を図ることによるデメリットも考慮すべきである。例えば、履行義務の識別（重要性がない約束した財又はサービス）について、IFRS の関係者が IASB 及び FASB の意図したとおりに解釈していたとしても、米国関係者が違う解釈をしていた場合には、彼らに両審議会の意図したとおりに解釈してもらえるよう、より明確にする必要があると考えている。
- (5) 基準が公表された後では、致命的な欠陥がある場合を除き、基準の文言を修正すべきではない。基準の修正を検討するのは、適用後、なお実務に著しい相違がある場合であるべきであり、それが適用後レビューを実施する意義ではないか。
- (6) IFRS 第 15 号と Topic606 の相違については、SEC スタッフが、SEC 登録の外国企業が IFRS に準拠して作成される財務諸表をレビューする際に、米国基準と整合的な解釈になるよう、暗示的なバイアスが掛かることが懸念される。
- (7) 本人か代理人かの評価に関連する指標の修正は、支配の概念と整合的であるかについて疑問である。

ASBJ の発言要旨

44. 全般的事項について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 我々は原則として、IASB が基準を修正するか否かの検討において比較的高いハードルを課していることを支持する。ただし、ガイダンス及び設例の修正案は、ガイダンスや要求事項の内的な整合性を維持するために、新しい収益基準に規定される主要原則に十分に裏付けられている必要があると考える。
- (2) また、IFRS 第 15 号と Topic 606 が文言レベルでほぼコンバージェンスされた基準であることを踏まえ、両基準の財務情報の比較可能性が維持されるように、IASB と FASB が両基準の高い収斂の程度を維持するよう、十分な取組みを行うことが強く望まれる。これによって、実務において不必要な負担が生じることが回避されるほか、世界的な企業間の比較可能性の向上が図られると考えられる。このため、我々は、IASB が、両基準への修正に関する適切な範囲及び内容について寄せられたコメントを十分に

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

考慮しつつ、FASB と十分な協議を行った後で、修正提案を最終化すべきと考えている。

- (3) 企業が本人か代理人かのいずれに該当するかを判断するためのガイダンスを修正するうえで、IASB と FASB が、統合的な修正提案を行っていることを高く評価しているが、我々は、どのような改善を行うべきかについて更なる検討が必要と考えている。特に、B35A 項の意図が十分に明確でないほか、B37 項について、IFRS 第 15 号の主要な概念である「支配」の概念とより整合的になるようにすることが考えられる。

その他

45. IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) IASB の収益公開草案では、IASB の提案内容と FASB の提案や暫定決定の内容との相違を明確にするために、結論の根拠で説明（IASB が、FASB の提案と統合的な修正を行っていない場合でも、FASB の提案が IFRS 第 15 号において認められるものを含む。）を記述している。（IASB スタッフ）
- (2) 指標の使われ方には 2 種類あるが、B37 項の指標は、支配がある旨を直接説明しようとするものではなくて、指標のような状況があれば、支配している可能性があることを示すためのものである。また、指標は、支配の要件に優先されるものではない。（IASB スタッフ）

VII. 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定

46. IASB は、2014 年 9 月に公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」（以下「公正価値公開草案」という。）を公表し、2015 年 1 月にコメントを締め切った。公正価値公開草案は、それまで IFRS 解釈指針委員会に寄せられた質問を踏まえつつ、公正価値測定の明確化のため公表された。今回の ASAF 会議では、以下の提案について議論が行われた。

(1) 子会社、共同支配企業及び関連会社（以下「子会社等」という。）に対する投資について、適切な会計単位は投資を構成する個々の金融商品ではなく投資の全体と考えるべきである。また、当該投資が活発な市場における相場価格のある場合（以下「相場価格のある投資」という。）には、公正価値は単位当たりの相場価格（P）に数量（Q）を乗じたもの（「 $P \times Q$ （調整なし）」）によって測定すべきである。

(2) 資産の減損において、資金生成単位（以下「CGU」という。）が活発な市場における相場価格がある企業に対応している場合（相場価格のある CGU）、当該 CGU の回収可能価額の処分コスト控除後公正価値は「 $P \times Q$ （調整なし）」によって測定すべきである。

47. 前項の(1)及び(2)の「 $P \times Q$ （調整なし）」の提案に関して、公開草案に対する回答者の大半は反対していた。その主な理由として、提案される測定と公正価値で測定される会計単位（投資全体）との整合性が欠如していること、取得価格にプレミアム又はディスカウントが含まれる場合には初日の利得又は損失が生じることなどが示されていた。

48. これらのフィードバックを踏まえて、今回の ASAF 会議では以下の点について意見交換が行われた。

(1) 子会社等への投資を公正価値測定する状況が発生する頻度（①投資企業が保有するケース、②投資企業以外の企業が保有するケース、③ベンチャー・キャピタル組織等が保有するケース）

(2) 相場価格のある投資の公正価値測定について、「 $P \times Q$ （調整なし）」を基礎とすることの目的適合性に関する見解

(3) 評価技法が用いられる場合に公正価値測定に用いられる主要なインプット、その場合のプレミアム／ディスカウントの重要性及び検証可能性。

(4) 相場価格のある CGU の回収可能価額の処分コスト控除後公正価値測定について、

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「P×Q（調整なし）」を基礎とすることの目的適合性に関する見解

(5) 関係者から寄せられた以下の解決案に関する見解

- ① 企業が公正価値をより忠実に表現する測定を識別できる場合を除き、P×Qが相場価格のある投資の公正価値を最もよく表す測定であるとする反証可能な推定を設ける。
- ② 認識された投資の公正価値（評価技法又は調整レベル 1 インプットのいずれかを用いて測定）及びP×Qによる測定の両方を開示し、両者の相違を調整表により説明する。

ASAF 会議での議論の概要

49. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

（子会社等への投資を公正価値測定する状況が発生する頻度）

- (1) 子会社等への相場価格のある投資を公正価値測定するケースは稀である。ただし、投資企業以外の企業が自身の個別財務諸表で子会社等への投資を公正価値測定する場合はあれば、影響は重大となる可能性がある。

（子会社等への投資の公正価値測定を「P×Q（調整なし）」を基礎とすることの目的適合性に関する見解）

- (2) P×Q は、計算としては、信頼性は高い。しかし、投資の会計単位を全体とすることと整合しておらず目的適合性が低い。全体の価値は、1 株当たりの価格を基礎とした価値と異なる。
- (3) P×Q に目的適合性があるか否かは、測定対象や会計単位の大きさに依存する。
- (4) P×Q は目的適合性が低いというのが欧州での代表的な見解である。ただし、利用者は総じて P×Q を支持していた。これは P×Q が目的適合的だからでなく、それ以外の測定に信頼を持ってないからである。
- (5) 相場価格のある投資の公正価値は IFRS 第 13 号「公正価値」と整合すべきである。ある一定数量の投資については、売却の制約や、被投資先の支配といった特性を考慮すれば、単純に P×Q にならないと考える。

（評価技法が用いられる場合に公正価値測定に用いられる主要なインプット等）

- (6) P×Q への調整は、主に、投資保有者に付与される権利から生じ、支配や重要な影響

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

力がなくても生じる可能性がある。

- (7) 評価技法が用いられる場合の考慮事項として、すでに指摘されている事項以外に、投資の処分にある程度時間が必要となることの制約、事業に関わる投資かファンド投資か、などがある。

(相場価格のある CGU の回収可能価額の処分コスト控除後公正価値測定を「P×Q (調整なし)」を基礎とすることの目的適合性に関する見解)

- (8) P×Q を基礎とすることによって、取得直後に減損が発生する可能性を関係者は懸念していた。

(関係者から寄せられた代替的な解決案に関する見解)

- (9) 反証可能な推定を設ける①の代替案は支持しない。P×Q との差異を説明する②の代替案か、又は、測定に P×Q を用いつつ、公正価値とのラベル付けを変更することが考えられる。
- (10) P×Q との差異を説明する②の代替案がよいと考えるが、コスト便益の観点で P×Q を許容してもよい。
- (11) 反証可能な推定を設ける①が成功すると思われないが、その案を検討する場合、企業を売却する場合の価格算定方法の実務を適切に理解するため、投資銀行と協議することがよいのではないか。なお、プレミアム/ディスカウントの調整を許容するとしても、投資家は当該プレミアム/ディスカウントを差し引いて自分の推定するプレミアム/ディスカウントを調整するだろうから、コスト便益を考慮すれば P×Q の方が単純である。米国でも P×Q が一般に用いられている。

ASBJ の発言要旨

50. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(子会社等への投資を公正価値測定する状況が発生する頻度)

- (1) 我々が知る範囲では、投資企業に関して、相場価格のある子会社等の投資を保有し、IFRS に従って財務諸表を作成している日本企業はない。
- (2) 日本では、IFRS 準拠の財務諸表は連結財務諸表であり、個別財務諸表は要求されない。このため、我々が知る範囲では、投資企業以外の企業が、自身の個別財務諸表において、子会社等に対する相場価格のある投資を公正価値測定するケースはない。
- (3) 日本では、ベンチャー・キャピタル等が保有する相場価格のある関連会社等に対す

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

る投資を、財務諸表上、公正価値で測定することは非常に稀である。

(公正価値測定を「P×Q (調整なし)」を基礎とすることの目的適合性に関する見解)

- (4) 子会社等の投資を公正価値測定する場合には、P×Q を基礎に公正価値測定を行うことが多くのケースで目的適合的であると考え。これは、企業が投資全体をまとめて第三者に移転することは稀だからである。ただし、まとめて処分することが確実な場合には、その処分単位に評価技法又は調整後レベル 1 インプットを適用して公正価値を測定すべきである。
- (5) ただし、我々は、子会社等の投資に関して、相場価格の有無に関わらず原価で測定すべきであると考え。企業は、それらの投資の価格変動からのキャッシュ・フローではなく、被投資先の通常の事業活動からのキャッシュ・フローを生み出す目的で投資を保有しており、財務業績を報告する観点で公正価値は目的適合性のある測定基礎ではないと考えるからである。

(関係者から寄せられた代替的な解決案に関する見解)

- (6) 我々は、公正価値をより忠実に表わす他の測定方法を識別できる場合を除き、P×Q が相場価格のある投資の公正価値を測定する適切な方法であるとする反証可能な推定を設けることを支持する。
- (7) 評価技法又は調整レベル 1 インプットのいずれかを用いて測定した公正価値と P×Q による測定の両方を開示し、両者の相違を調整表により説明するとの提案は支持しない。これは、財務諸表で認識される項目の測定には適切な測定方法を利用すべきであり、開示は財務諸表本表の測定の欠陥を補完すべきではないからである。

その他

51. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) この問題については、目的適合性ととも信頼性がポイントであり、P×Q への調整に懸念を寄せる声が頻繁に聞かれる。(IASB スタッフ)
- (2) P×Q に目的適合性がないというのは言い過ぎである。どのような調整も P×Q が出発点である。(IASB Hoogervorst 議長)
- (3) P×Q に調整を行う場合に、どのように調整を行うかが難しい。例えば、過去の企業買収の一定割合がブランド等の無形資産を考慮していた場合、市場価格を超えてブランド等の要素をどのように考慮するかに困難がある。(IASB スタッフ)

(4) 今回の議論をにおいて、次のような見解を頂いたと理解している。(IASB スタッフ)

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

フ)

- ① 子会社等への投資が公正価値測定されるのは稀であるが、公正価値評価がされる場合における財務諸表へのインパクトは大きい。
- ② 目的適合性に関しては適用される会計単位に依存する。P×Qによる計算結果は、信頼性は高いが、目的適合性が低い。
- ③ 保有者の権利や保有者に課される制約を反映するプレミアム/ディスカントは、公正価値測定をするうえで、実務上、重要な要因である。
- ④ メンバーの多くが、2つ目の代替案（評価技法又は調整レベル1インプットのいずれかを用いて測定した公正価値とP×Qによる測定の両方を開示し、両者の相違を調整表により説明するとの提案）を支持している。ただし、同様の情報が、IFRS第7号「金融商品の開示」、IFRS第13号「公正価値測定」において開示されているかに留意する必要がある。

VIII. 排出物価格設定メカニズム

52. 2015年1月に、IASBは、排出物価格設定メカニズムの会計処理について、これまでの審議に捉われずに検討を行うアプローチ（fresh approach）でプロジェクトを進めていく旨を暫定決定した。その後、2015年6月に開催されたIASBの会議では、今後、検討結果を踏まえ、ディスカッション・ペーパーを公表することとされた。
53. 2015年7月に開催されたASAF会議では、いわゆる「キャップ・アンド・トレード型」の排出量取引制度を前提とした場合において、現行の実務を踏まえつつ、IASBスタッフ及び中国の会計基準設定主体の代表者から考え得る会計処理に関する代替案が示されたうえで、ASAFメンバーによって、議論が行われた。
54. 今回のASAF会議では、2015年7月のASAF会議における議論を踏まえ、次の2点に焦点を当ててブレイン・ストーミング的な議論がなされた。
- (1) 排出枠付与時の貸方残高は、概念EDの負債の定義を充足するか。またその理由は何か。
 - (2) 排出枠付与時の貸方残高が負債である場合、排出枠付与時に認識される負債は、その後、実際に排出がされる都度、発生した負債に振り替えがされるべきか。
 - (3) 企業による実際の排出量が排出枠を超えることが見込まれる場合、引当金が認識されるべきと考えるか。また、引当金が認識される場合、たとえば、次のいずれの時点で認識されるべきか。
 - ① 実際の排出量が排出枠を超える時点
 - ② 排出がなされる都度、期間を通じて

ASAF 会議での議論の概要

55. IASBスタッフからの説明を踏まえ、ASAFメンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 排出枠付与時に資産が計上されるのであれば、貸方として負債が認識されるべきである。
- (2) 排出枠付与時点で資産と負債を計上すべきと考える。負債は、2種類の負債が存在すると考えており、1つ目は排出枠が付与された際に、将来、政府に対して返済が必要とされる義務を負債として認識する。2つ目は、付与された排出枠よりも多く排出された部分に対して認識するものである。
- (3) 排出枠を売買目的で保有される場合は、資産計上されるべきであるが、自社使用の場合

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

合には、排出枠付与時における収益の認識は認識されるべきではなく、資産及び負債についても認識されるべきでないとする。

- (4) 排出枠付与時点で、資産は存在すると考える。ただし、IASB スタッフによる分析で示されている政府から企業へ無利息融資を提供するという考え方に基づく負債が発生するとは考えない。むしろ、履行義務が生じるとして負債を認識する方が、適切と考えられる。
- (5) 排出枠付与時点で収益が認識されるべきでないことについては賛成するが、排出枠を資産として認識するべきかについては、引き続き検討する必要があると考える。
- (6) 排出枠付与時点で認識される負債は、新しい公開草案における負債の定義には該当するとも考えられるが、現行の概念フレームワークの負債の定義には該当しないと考える。そのため、負債の定義次第では、再考する必要があると考える。
- (7) 排出枠付与時点で、資産及び負債を認識するべきであると考えている。また、事後における実際の排出に伴い、当初の負債が異なる負債に置き換えられていくと考えられる。

ASBJ の発言要旨

56. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 排出枠取引の会計処理は、本来、排出枠の保有目的により区分されるべきである。排出枠が売買目的で保有される場合は、排出枠の取得時点で資産計上されるべきであるが、自社利用の場合には、排出枠付与時点において、資産を認識すべきでないとする。
- (2) IASB スタッフによる分析では、排出枠付与時において、企業が政府に対して排出枠を返還する義務を負うとされているが、当該分析は、企業は政府に対して排出枠を返還する義務を法的に負っておらず、排出枠取引に関する事実認識として適切と考えていない。
- (3) さらに、今後の検討にあたって、次の3点について留意が必要と考えている。
 - ① 負債の定義については、現在の債務があるか否かだけでなく、第三者に対して義務が移転する義務が存在するかについても、今後、十分な検討がされるべきである。
 - ② 仮に負債の定義を満たすと判断された場合でも、認識規準を満たすか否かについても十分な検討が必要である。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ③ 負債の性質について、IASBスタッフによる分析のように、無利息借入金に準ずる義務が生じているのか、履行義務が生じているのかを明確にすることが必要である。負債の性質に応じて、適切な測定方法が大きく異なると考えている。

その他

57. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 排出枠付与時点で、政府に対する排出枠の返済義務を負うものでないとする ASBJ の見解に賛成する。(IASB Hoogervorst 議長)

IX. 持分法

58. IASB は、持分法会計について、アジェンダ協議 2011 でのフィードバックを受けて、リサーチプロジェクトに追加しており、ASAF 会議においても 2014 年 6 月以降、意見交換が行われてきた。
59. 2015 年 3 月の ASAF 会議では、IASB スタッフから、持分法会計のリサーチプロジェクトを短期及び長期の 2 つのフェーズに分けることが提案され、これに対して ASAF メンバーから様々な見解が示された。その後、IASB は、2015 年 6 月の会議において、持分法リサーチプロジェクトの進め方の議論が行っており、短期（持分法のあり方について限定的な見直しを検討するもの）及び長期（持分法のあり方についてより根本的な見直しを検討するもの）の 2 つのフェーズに分けることを暫定的に決定した。
60. 今回の ASAF 会議では、これを踏まえ、次の 2 点について FASB 代表者及び IASB スタッフから説明がされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われる予定である。
- (1) FASB により公表された次の論点に関する公開草案「持分法及び共同支配企業（トピック 323）：持分法会計の簡素化」（以下「FASB 公開草案」という。）（コメント期限：2015 年 8 月 4 日）の概要とそれに対するコメントの概要
- ① ベーシス差異（Basis Difference）の取扱いの変更
 - ② 段階取得時における遡及適用の取扱いの廃止
- (2) IASB スタッフが検討している次の短期的な対応（案）
- ① 取得時の会計処理：投資差額の会計処理の変更
 - ② 取得後の会計処理：投資者と投資先との間の取引における未実現損益の消去
61. 会議では、FASB 代表者から FASB の公開草案について説明がされたほか、IASB スタッフから予備的な検討結果が説明されたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。

ASAF 会議での議論の概要

62. FASB 代表者及び IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 自国においても持分法の簡素化を求める関係者が多いことから、持分法について短期的な対応と長期的な対応の 2 つに分けた上での、簡素化へ向けた取組みを支持する。
- (2) IASB スタッフによる予備的検討で示された内容のうち、未実現損益の消去に関する要求事項の削除は、持分法を一行連結とみる立場からは必ずしも整合的ではないが、持

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

分法を測定基礎とみる立場からは整合的と考えられるかもしれない。

- (3) 投資者及び財務諸表利用者にとっては、将来キャッシュ・フローの予測に資する情報が有用であると考えられることから、持分法を測定基礎の1つとみて、公正価値で測定することが適切である。また、共同支配企業に対する投資には一行連結の考え方を基礎とする持分法を適用したとしても、関連会社に対する投資は金融商品と同様に公正価値で測定することが適切である。
- (4) 仮に作成者の一部に不都合が生じるとしても、持分法は一行連結の考え方を基礎として長く実務に定着してきたものである以上、大幅な変更をすべきでない。持分法は、単に測定基礎の一つと考えるべきでない。
- (5) 持分法に関する要求事項の修正にあたっては、まず、それが一行連結なのか測定基礎なのか、原則的な考え方を明確化すべきである。簡素化を理由として、修正を行うべきでない。
- (6) 旧来、持分法投資以外の持分投資については原価評価とされていたが、IFRS 第9号「金融商品」では、十分な情報を得られない可能性のある持分法投資でない持分投資についてFV-PLとされている。これに対して、十分な情報が得られる持分法投資について公正価値測定が行われなくなる点で、やや奇妙な結果となっている。個人的には、持分法を概念的に裏付けることは困難であり、概念的には、これを廃止することが適切と考えている。ただし、米国会計基準における非上場会社株式の評価に準じた測定方法も考えられるかもしれない。
- (7) IFRS 解釈指針委員会に未解決の論点が多くあることから、修正に矛盾が生じないよう、慎重に持分法のリサーチプロジェクトを進めるべきである。プロジェクトを進めるにあたっては、「重要な影響力」の定義を明確化すること、また、投資の性質が単なる金融商品なのか投資者の事業モデルに関連の深い投資なのかによって会計処理を分けることを検討することが考えられる。IFRS 第9号におけるFV-OCI（ノンリサイクリング）の取扱いは適切と考えていない。

ASBJの発言要旨

63. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

(FASBによる公開草案に対する発言)

- (1) ベーシス差異の取扱いについては、持分法の意義をどのように考えるかによって結論が変わると考えられ、考え方として重要な論点であるほか、ベーシス差異の取扱い

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

を検討するにあたっては、企業結合会計におけるのれんの取扱いについても留意する必要があると考えられる。

- (2) このため、米国関係者からも相当の懸念が示されているほか、企業結合会計におけるのれんの取扱いについて検討が進められている状況である旨を踏まえると、ベースス差異の取扱いについては、短期的な対応で最終化するのではなく、十分な時間を掛けて検討を行うべきではないか。

(IASB スタッフによる予備的検討に対する発言)

- (3) 持分法の適用について指摘されている実務上の課題について可能な限り早期に解決を図る要請が示されていることは理解するが、他方、今回提案されている2つの論点は、持分法の意義をどのように考えるかによって結論が変わると考えられる。このため、持分法の意義を十分に整理しないまま、短期的な対応を行う場合、長期的な対応における検討結果と不整合になる重大なリスクがあると考えられる。また、我が国の関係者との協議の結果、提案されている修正は企業の財務業績に重要な影響を及ぼすものであることから、単に実務適用上の問題としてのみ解決されるべきものではない。さらに、取得時における識別可能な資産及び負債を公正価値で測定する要求事項を検討するにあたっては、企業結合会計におけるのれんの取扱いについても留意する必要があると考えられる。
- (4) このため、前回の ASAF 会議でも発言したように、我々は、持分法について短期的な対応と長期的な対応で分けて対応を行うべきでないと考えている。なお、仮に短期的な対応を行うとした場合、持分法の考え方に関連する部分については修正を行わないとしたうえで、連結子会社と持分法適用会社についての性質の相違に着目して、論点を識別することはあり得るかもしれない。

その他

64. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 投資先に対する持分割合が 19.9%の場合と 20.1%の場合とで、両者の間に大きな相違はないため、持分法適用投資は、金融商品と同様に、公正価値で測定することが考えられる。(IASB 理事)
- (2) 取得時の会計処理(投資差額の会計処理)に関する要求事項を削除することよりも、取得後の会計処理(未実現損益の消去)に関する要求事項を削除することの方が、比較的容易であると考えられる。後者は、投資者及び投資先の相互の期末在庫さえ把握できれば、その回転率や回転期間等を用いた見積計算によって未実

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

現損益消去を代替可能であり、相互の事務負担を軽減することができるからである。(IASB 理事)

- (3) 持分法の会計処理に関する要求事項の修正にあたっては、財政状態計算書と純損益計算書の関係性に十分に留意すべきである。持分法は投資簿価を投資先の純資産で測定する方法であるところ、仮に投資差額の会計処理に関する要求事項を削除した場合には、適切な測定（調整）ができなくなるおそれがある。また、未実現損益の消去に関する要求事項の削除も、AOSSG 会議においても指摘がされたとおり、大幅な変更すぎると考えられる。(IASB 理事)
- (4) 今回頂いた見解やアジェンダ協議の結果も踏まえ、持分法については包括的なプロジェクトとして進めていく必要があると感じた。(IASB Ian Mackintosh 副議長)

X. IASBによるプロジェクトの近況報告

65. 「IASBによるプロジェクトの近況報告と ASAF の議題」セッションのなかで、IASB スタッフから、保険契約プロジェクトに関する検討状況の報告がなされた。

(1) 有配当契約に関する会計処理

(2) IFRS 第 9 号「金融商品」(IFRS 第 9 号) と新たな保険契約基準との相互関係

66. 上記のうち、IFRS 第 9 号との関係に関して、IASB は、2015 年 9 月会議において、新たな保険契約基準が適用される前に IFRS 第 9 号を適用することによって生じる会計上のミスマッチや純損益のボラティリティの一時的な増加に対処する必要があると判断する場合は、次の二つの方法の組み合わせによって対処することを提案する公開草案を公表することを暫定決定している。

(1) 現行 IFRS 第 4 号「保険契約」(現行 IFRS 第 4 号) の要求事項を次の通り修正する(上書きアプローチ)。

- ① 企業が保険契約に係るものとして指定した資産に関して、(i) IFRS 第 9 号に従うならば純損益に認識されるであろう金額と (ii) IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に従って純損益に認識された金額との差額を純損益から除外して、その他の包括利益(OCI)に認識することを認める。
- ② 発効日は、IFRS 第 9 号に合わせて 2018 年 1 月とする。
- ③ 上書きアプローチの失効日は定めない(ただし、新保険契約基準が適用された時点で、本アプローチは使用できなくなる)。

(2) IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する一部の企業に対して、次のように、IFRS 第 9 号の適用日を延期する(延期アプローチ)。

- ① 純粋な保険会社(保険契約負債が負債全体の大半を占める(Predominant)会社)に対してのみ、保有する全金融資産に対して IFRS 第 9 号の延期を認める。
- ② 発効日は、IFRS 第 9 号に合わせて 2018 年 1 月とする
- ③ 延期アプローチは、2021 年 1 月 1 日に失効する(ただし、新保険契約基準が適用された時点で、使用できなくなる)。なお、2021 年 1 月 1 日時点で、新保険契約基準が適用されていない場合は、延期アプローチを採用する企業は、上書きアプローチへ切り替えることができる。

67. 暫定決定は、僅差の決定で、IASB 議長が決定票を行使して可決されたものである²。な

² (ASBJ 事務局による補足説明) 9 月 21 日の IASB 会議では、二つのうち延期アプローチに関しては、賛成 7 名、反対 7 名で、可決には至らなかった。23 日の会議で、同数の場合は議長が追加で投票できるという IASB 財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

お、コメント期間は、デュー・プロセス監督委員会の承認が得られることを条件に、60日とすることが想定されている。

ASAF 会議での議論の概要

68. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(IFRS 第9号と新たな保険契約基準との相互関係)

- (1) コメント期間の短縮には同意する。しかし、暫定決定されている延期アプローチによると、保険主体の会社で銀行子会社を保有する場合には適用できるが、銀行主体の会社で保険子会社を保有する場合には適用できない。これによって、同種の取引は異なる会計処理が適用されることになり、同一の競争条件でなくなり、比較可能性が損なわれる。
- (2) 我々は既にコメントの準備を始めており、コメント期間を60日に短縮することは問題ない。延期アプローチは、報告企業レベルで判定すると議決した理由については、EDの結論の根拠等で明記すべきである。
- (3) 保険契約負債が負債全体の大半を占める企業でないと延期アプローチを適用できないとなると、保険事業事態の規模は大きくとも企業グループ内で保険事業の割合が小さい企業は、新保険契約基準適用前にIFRS第9号を適用せざるを得なくなり、実務上の負荷が膨大になる。

ASBJの発言要旨

69. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

- (1) わが国では、先週の暫定決定に関して必ずしも十分な議論ができていないが、IASBがEDを公表するに至ったデュー・プロセスに関して、当該決定が、IASBが保険契約プロジェクトを早急に完了させるという強い仮定を基に行われているのではないかと懸念がある。また、IASBメンバーのなかにも、EDに進むのが適切かどうかに関して重大な意見の相違があったと承知している。
- (2) 我々は、保険契約の会計基準の開発が強く要請されていることは理解している。しかし、我々は、再度の公開協議が必要となるような重大な変更が前回の協議から行われているか否かについて、IASBが慎重に検討することが重要であると考えている。また、改訂EDから大幅な変更が行われてきているために、多くの関係者は、改訂されたモ

のデュー・プロセスを踏まえ、Hoogevorst 議長が追加の投票権（賛成）を行使して、8対7で可決した。財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

デルが適用可能であることを確保することは最低でも必要があると考えている。

(IASB Hoogervorst 議長の保険プロジェクトの緊急性に関する発言に対して)

- (3) 私は、基準設定主体にとっては、緊急性よりもデュー・プロセスの方が重要であると考えている。

その他

70. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 次の理由から、保険契約基準の必要性及び緊急性を考慮すべきである。(IASB Hoogervorst 議長)
- ① 保険契約基準は IASB で既に 16 年も掛けて議論している。その間、3 回の公開協議を行ってきたから、議論していないという論点は多くない。このため、審議は十分に尽くされていると考えられる。
 - ② 昨今の低金利環境下、保険契約基準を至急完成することは、先週、金融安定理事会 (FSB) から強く要請された。また、EFRAG も早期完了を望んでいる。
- (2) 新保険契約基準の審議が概ね終了した時点で、デュー・プロセスを充足しているかどうかを IASB で審議する予定である。デュー・プロセス・ハンドブックによると、公開草案による提案から重要な変更があること自体でもって再公開が必要であるとはしていない。暫定決定事項は、多くの関係者との多くの議論を踏まえてなされたものである。(IASB スタッフ)
- (3) 比較可能性が損なわれる懸念は認識している。その観点だけならば、延期アプローチをより広く許容すれば問題は解消するかも知れないが、一方で、IASB のなかにはそもそも延期アプローチの導入自体に反対する意見もあった。そこで、適用対象を限定して延期アプローチを適用できることとしたものである。(IASB 理事)
- (4) 今回の公開草案とは別に、新保険契約基準の移行措置として、IFRS 第 9 号における金融商品の再分類を許容する予定である。(IASB スタッフ)

以 上